

●●● 水道水質に関するお知らせ ●●●

●平成28年度水質検査計画(案)を策定しました

本市では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた**水質検査計画**を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、平成28年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と平成27年の水質検査結果をお知らせします。

問い合わせ先 浄水課水質検査室 電話 0857-53-7963

鳥取市

水道局 だより

2016.3.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
電話 0857-53-7811(代表)
0857-53-7953(直通)
ファクス 0857-53-7802
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>

No.50

平成28年度水質検査計画(案)の概要

検査項目

◇毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。色、濁り、残留塩素の3項目です。

◇水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

◇水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全26項目です。

◇クリプトスポリジウム等指標菌

人間など哺乳動物の消化管内や糞便に存在し、原水中に存在する場合は、クリプトスポリジウム等に汚染される恐れが高いとされる菌。大腸菌と嫌気性芽胞菌の2項目です。

◇クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。クリプトスポリジウムとジアルジアの2項目です。

検査対象

法令で義務付けられている給水栓水に加えて、原水と市内に送り出す前の水道水を検査します。

検査頻度

検査項目によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かれます。

臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

- 給水栓水……蛇口から出る水道水
- 原 水……水道水になる前の天然の水

平成27年の水質検査結果

検査項目	検査対象	検査の結果
◇毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
◇水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
◇水質管理目標設定項目		農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
◇クリプトスポリジウム等指標菌 ◇クリプトスポリジウム等	原水	クリプトスポリジウム等指標菌が検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。



平成28年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページ(<http://www.water.tottori.tottori.jp/>)に掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。



災害に備えて ～地震に強い水道への取り組み～



水道は、社会に必要不可欠な施設として重要な役割を果たしています。

本市では、地震などによる断水が市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼすことを防ぐため、施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の確保に必要な施設整備、また、地震発生後の施設の復旧や応急給水活動を迅速に対応するため、さまざまな対策に取り組んでいます。

施設の地震対策

●耐震管路への更新

阪神・淡路大震災の発生を機に、平成7年度から水道施設の地震対策として、耐震管路への更新を計画的に進めています。

管路の新設や老朽化した管路の更新に当たり、口径50mm以上の水道管については、衝撃に強く、耐震性に優れた管（耐震管）を使用しています。



耐震管の布設工事

●施設の耐震化

浄水場・配水池などの耐震化を図っています。

●緊急遮断弁の設置

主要な配水池には緊急遮断弁（流量感知方式）を設置しています。水道管の破損により、設定された流量以上の水流を感知すると作動し、水道水の流出を防ぎます。

なお、配水池に残った水道水は、水道管を復旧するまでの間、主に応急給水拠点や応急給水施設に供給します。

応急給水拠点と応急給水施設

鳥取市地域防災計画で指定された避難所などの中から、水道施設の耐震化状況などを考慮して、応急給水拠点を定めています。

この応急給水拠点は、震災発生時から復旧までの間、周辺地域のみなさんに飲料水を供給するとともに、他の避難所などへ給水車で飲料水を運ぶ拠点にもなります。

また、救急指定病院などを応急給水施設と定め、飲料水と医療用水を供給します。

今後も応急給水拠点と応急給水施設の整備を進めていきます。



応急給水装置

応急給水施設（6カ所）

- ・鳥取赤十字病院 ・鳥取市立病院 ・鳥取県庁
- ・鳥取県立中央病院 ・鳥取生協病院 ・鳥取市役所



災害時の施設復旧・応急給水活動

被害を受けた施設の復旧や応急給水活動を迅速に行うため、さまざまな対策に取り組んでいます。

●相互応援協定

災害発生後に、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための応援や受け入れを想定して、隣接する自治体や関係機関と相互応援協定を締結しています。

●水道局退職者災害時ボランティア協力者制度

水道施設の被害状況の迅速な情報収集や給水活動などを水道局退職者（登録制）に支援してもらう制度を設けています。

●災害対応能力の向上など

日本水道協会が大規模な災害発生を想定して3年に1回開催している中国・四国地方合同防災訓練に参加するなど、災害発生時の連携強化と災害対応能力の向上を図っています。



合同防災訓練に集結した給水車

応急給水への備え

断水時に備え、応急給水機器を保有しています。

- ・給水車 2立方㍓：4台
- ・災害用小型浄水装置 48立方㍓/日：4台
- ・非常用飲料水袋 6㍓/袋：1万8,920枚

（平成28年2月1日現在）



非常用飲料水袋



給水車

◀災害用小型浄水装置